

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J000～J002 (略)</p> <p>J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき) (1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては、注の加算は適用しない。</u></p> <p><u>(9) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては、10日を限度として算定できる。</u></p> <p><u>(10) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>J003-2～J201 (略)</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節 手術料</p> <p>第1款 皮膚・皮下組織</p> <p>K000 創傷処理、K000-2 小児創傷処理 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットの交換のみを目的と</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J000～J002 (略)</p> <p>J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき) (1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>J003-2～J201 (略)</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節 手術料</p> <p>第1款 皮膚・皮下組織</p> <p>K000 創傷処理、K000-2 小児創傷処理 (1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

して実施した場合は、「1」、「2」又は「3」の「ロ」のいずれかを準用して算定する。

K001～K022 (略)

第2款～第10款 (略)

第11款

K828-2～K909 (略)

K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

(1) 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術は双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。

(2) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術を行った場合には、本区分の所定点数を準用して算定する。

(3) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術は、無心体双胎に対する十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。

(4) 無心体双胎に対する治療は、関連学会の適正使用指針に従って使用した場合に算定できる。

K910-3～K913-2 (略)

第12款～第13款 (略)

第2節～第3節 (略)

第11部～第13部 (略)

K001～K022 (略)

第2款～第10款 (略)

第11款

K828-2～K909 (略)

K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術は双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。

K910-3～K913-2 (略)

第12款～第13款 (略)

第2節～第3節 (略)

第11部～第13部 (略)

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成30年 3 月 5 日保医発0305第10号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1～2(略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～201(略) <u>202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット</u> <u>(1) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、関連学会の定める腹部開放管理における専用ドレッシングキットの適正使用指針に沿って使用した場合に限り、初回使用から10日を限度に5枚に限り算定できる。</u> <u>(2) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、A300救命救急入院料(1日につき)「1」救命救急入院料1から「4」救急救急入院料4のいずれか、A301特定集中治療室管理料(1日につき)「1」特定集中治療室管理料1から「4」特定集中治療室管理料4のいずれか、A301-4小児特定集中治療室管理料(1日につき)「1」7日以内の期間若しくは「2」8日以上の期間又はA302新生児特定集中治療室管理料(1日につき)「1」新生児特定集中治療室管理料1若しくは「2」新生児特定集中治療室管理料2のいずれかの施設基準の届出を行っている医療機関において算定できる。</u> <u>(3) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを使用した場合は、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1～2(略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～201(略) (新設)</p>

(4) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、保護レイヤ部分の面積に基づいて算定する。

4～6 (略)

II～IV (略)

4～6 (略)

II～IV (略)

(別添3参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~201 (略)</p> <p>202 <u>腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>(1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「腹部開放創用ドレッシングキット」であること。</u></p> <p>(2) <u>腹部臓器の露出を伴う腹部開放創であって、一次縫合による閉腹が困難なものに対して、創傷を密封し、陰圧を付加することにより、臓器保護及び滲出液と感染性老廃物の除去等、創傷治癒が促進されるものであること。</u></p> <p>(3) <u>露出した腹部臓器を覆うシートについては、陰圧を付加し、滲出液と感染性老廃物の除去等を行うための流路等の構造を有するものであること。</u></p> <p>III~VIII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~201 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>III~VIII (略)</p>